

秋田市告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年12月3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
外旭川いわま薬局	秋田市外旭川字待合13番地6	令和6年9月20日
佐野薬局 新国道店	秋田市八橋大畑一丁目3番13-2号	令和6年10月1日
アイランド薬局 広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	令和6年10月1日
広面さくらい歯科	秋田市広面字昼寝44番地2	令和6年10月1日
池田薬局 新屋おきた町店	秋田市新屋沖田町6番1号	令和6年11月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
河辺荘通所介護事業所	秋田市河辺大張野字水口沢216番地	令和6年11月1日